

## 国の指針に基づき、屋外広告物の点検ルールを変更します

これまでは屋外広告物の事故防止の観点から、一定規模の広告物に対し、許可の更新の際に屋外広告物点検結果報告書の提出を義務づけていましたが、平成28年の国からの通知を踏まえ、報告書の提出が不要な広告物についても、点検を義務化します。

### 今後の変更点

#### ➤ 有資格者点検の義務化（R7. 10.1 施行）

高さ4m超の広告物（簡易広告物や直接塗装している広告物を除く）について、有資格者による点検を義務化します。なお、報告書の提出義務はこれまでと同様で、許可の更新の際に提出をお願いします。

※点検すべき項目や有資格者については、屋外広告物点検結果報告書を参照

#### ➤ 管理義務の拡大（R7. 10.1 施行）

これまでは“公衆に対する危害を防止”するために日常的な管理義務を定めていましたが、“良好な景観の形成と風致を維持”する観点からも日常的な管理が行われるよう、管理義務を拡大します。

点検結果報告書の

ダウンロードはこちら



### (参考)これまでの変更点

#### ➤ 点検者の資格要件に「屋外広告物点検技能講習修了者」を追加 令和5年12月～

有資格者点検を行う場合の資格要件に、「屋外広告業の事業者団体が公益を目的とする事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者（※）」を追加

※（一社）日本屋外広告業団体連合会、（公社）日本サイン協会が実施するもの。

#### ➤ 壁面に直接塗装している広告物は点検結果報告書の提出不要 令和5年12月～

#### ➤ 点検結果報告書（様式第2）の改定 令和6年4月1日～

国の点検指針案（※）に準じ、点検項目や点検箇所を細分化

※屋外広告物の安全点検に関する指針（案），平成29年7月 国土交通省



東大阪市土木部みどり景観課

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号（市役所14階）

TEL：06-4309-3227（直通） FAX：06-4309-3836

E-MAIL：midorikeikan@city.higashiosaka.lg.jp